

## 家計急変支援制度とは？

- 保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できること、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度です。
- 通常の就学支援金の対象にならない方でも、要件を満たす場合に家計急変支援の対象として就学支援金を受けられる可能性があります。（通常の就学支援金を受けている方は受給できません。）

### 主な要件

対象となる家計急変事由に該当 + 世帯年収が約590万円未満相当まで減少

※家計急変事由や直近の収入状況を証明する書類が必要

※入学前に家計急変事由が発生した場合も、収入が減少した状態が入学時に継続していれば対象となる

※再就職するなど、推計年収が約590万円以上相当に回復すると見込まれる場合は、届け出る必要あり

※世帯年収約590万円は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安



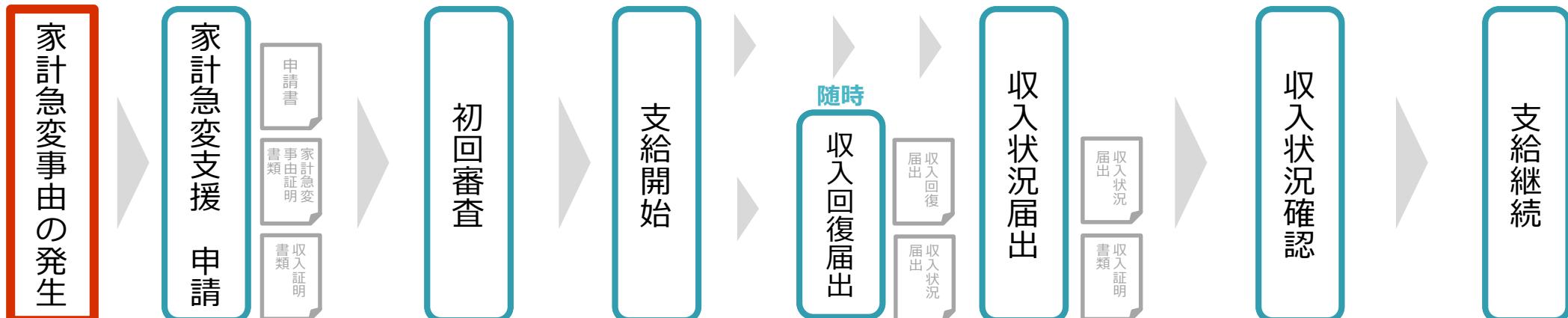
要件の詳細は下面

### 支給額

授業料の月額相当額（全日制：9,900円 定時制：2,700円）

※現在すでに就学支援金を受給している（授業料を支払っていない）方の場合は、申請は不要です

### 随時受付



倒産により解雇されるなど、家計急変事由に該当することとなった場合、速やかに学校に申請することができます。

○対象となる家計急変事由に該当することを証明する書類  
○家計急変事由発生後の収入状況がわかる書類  
を提出してください。（申請後の提出でも可）

申請月あるいは翌月分から支給されます。  
(学校の代理受領により、授業料の支払いが不要となります。)

再就職するなど推計年収が約590万円以上相当に回復すると見込まれる状況になったら必ず届出をしてください。この場合、家計急変支援は終了します。

収入状況届出とともに、現在の収入状況がわかる書類として直近約6ヶ月分を提出してください。

収入状況が改善している場合は、家計急変支援は終了します（この場合、収入がすでに回復していた時点にさかのばって終了）。  
前年の課税所得によっては、通常の就学支援金が支給される場合もあります。

# 対象となる家計急変事由

## ■ 主な家計急変事由

### 1. 保護者等が会社員など被雇用者の場合

- ・負傷・疾病による療養のために勤務できること（その後90日以上就労困難）

- ・自己の責めに帰すことのできない理由による離職※

※雇用保険受給資格者証に記載された以下の離職理由コードの離職理由が対象  
(例：会社都合の解雇、正当な理由のある自己都合退職（倒産状態の会社を離職、妊娠出産育児、父母の扶養、親族の常時看護等による離職）)

離職理由コード	離職理由
11 (1A)	解雇（1B）及び被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇に該当するものを除く。.
12 (1B)	天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21 (2A)	特定雇止めによる離職（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
22 (2B)	特定雇止めによる離職（雇用期間3年未満等更新明示あり）
23 (2C)	特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間3年未満等更新明示なし）
31 (3A)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32 (3B)	事業所移転に伴う正当理由のある自己都合退職
33 (3C)	正当な理由のある自己都合退職（(3A)、(3B)又は(3D)に該当するものを除く。）
34 (3D)	特定の正当な理由のある自己都合退職（平成29年3月31日までに離職した被保険者期間6月以上12月末満に該当するものに限る。）

### 2. 保護者等が自営業者などの場合

- ・負傷・疾病による療養のための廃業・休業（その後90日以上就労困難）

- ・営む事業が債務超過等の状況※となり、その事業を廃止等した場合

※破産手続の開始（破産法18、19条）、特別清算開始の申立て（会社法第511条）、再生手続開始の申立て（民事再生法第21条）、更生手続開始の申立て（会社更生法第17条）、金融取引の停止

- ・妊娠、出産、育児等により事業を廃止し、その後30日以上の就労が困難な場合

- ・保護者等の父母の死亡、疾病・負傷等（90日以上）のため、保護者等の父母を扶養するために事業の廃止を余儀なくされた場合

- ・常時保護者等本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等（事業を廃止し、その後看護を必要とする期間が30日以上、または、常時の介護が必要なもの）のために事業の廃止を余儀なくされた場合

## ■ 他の家計急変事由

- ・被災により就労困難等となった場合（当面の間、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減も含む）

※会社役員、公務員についても家計急変事由に該当する場合がある。

## ■ 対象とならない場合

- ・定年退職、自己の責めに帰する理由による自己都合退職 等

※保護者等の死亡や離婚は、就学支援金の家計急変事由に該当しないが、保護者等の変更に係る申請・届出することで通常の就学支援金の対象となる場合がある。

### ○家計急変事由証明書類

家計急変事由を証明する書類（原則、第三者が証明）を申請者が提出する必要がある。

（例：医師による診断書（90日以上就労が困難な旨が記載されているもの）、雇用保険受給資格者証、破産手続開始を証明する書類 等）

# 対象となる収入要件

## ■ 算定基準

家計急変事由発生後の減少した収入の状況をもとにした世帯の推計年収が約590万円未満相当になった場合に対象となる

〔 実際には家計急変事由発生後の収入から年収を推計し、通常の就学支援金と同じように省令で定める「算定基準額に相当する額」が154,500円未満になった場合に対象となる。 〕

## ■ 算定方法

家計急変事由発生後の3か月の収入状況から年収を推計し、所定の算定方法を用いて「算定基準額に相当する額」を算出する。

※ 入学前に家計急変事由が生じた場合など、事由が生じてから4か月以上経過している場合は申請月の前3か月の収入状況で算出する。

※ 1月、7月の収入状況確認時は直近の原則6か月の収入状況で算出する。

算定基準額に相当する額 < 154,500円

算定基準額に相当する額 = 市町村民税の課税標準額に相当する額 × 6%  
- 市町村民税の調整控除の額に相当する額

※ 1 政令指定都市の場合、「市町村民税の調整控除の額に相当する額」に3/4を乗じる。

※ 2 算定基準額に相当する額は、百円未満切り捨て。

### ○収入証明書類

- ・課税対象となる所得に係る証明書類（非課税のものは不要）。

（例：給与明細、年金振込通知書、帳簿 等）

- ・離職前の勤務先からの給与、賞与、退職金等が離職後に支給される場合は推計年収には含めない。

※課税対象となる事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、譲渡所得、一時所得、山林所得を得ている場合に、対応する証明書の提出が必要。



該当すると思われる方は、本校事務室にお問い合わせください。  
事務担当者により聞き取りを実施の上、申請書類等を配布いたします。